

会員が加入している傷害保険説明

シルバー人材センター会員は、労働基準法で定める労働者ではないので、就業中に怪我等をしても労災（労働者災害補償保険）の適用はありません。

その代わりとして、**会員傷害保険に加入**しております。

この会員傷害保険並びに賠償保険について、今一度ご説明いたしますので、以下必ずお読みいただき内容をご承知いただきますようお願いいたします。

【加入者】

- ◎ 全ての正会員（入会から退会まで）

【対象となる範囲】

- ◎ センターの**受託事業並びに独自事業の業務従事中**及びセンターが主催する**講習会・研修会等への参加中**
- ◎ 上記を行うために指定された場所と自宅との**往復途上**
(但し、明らかに契約と異なる場合やセンター事業ではない就業中寄り道等して往復途上と見なされない時に起こった事故は対象とされない)

【補償内容】 上記に該当する従事中に起こった障害により

- ◎ **死亡**の場合は、**900万円**を法定相続人に給付する
 - ◎ **後遺傷害**が発生した場合は、等級により **36万円から900万円**を本人に支給する
 - ◎ その治療のために**入院**した場合は、入院見舞金として**入院1日につき3,000円**を本人に給付する
但し、見舞金給付は180日を限度とする
 - ◎ その治療のために**通院**した場合は、通院見舞金として**通院1日につき2,000円**を本人に給付する
但し、通院金給付は90日を限度とする
- (いずれも、病院に掛かる場合は会員自身の国民健康保険等で掛り、医療費等は全額自己負担となる)
- (給付金は原則として、治療完治後の後払いとなります)
- (この補償には、休業補償や配分金保証などは一切ありません)

【補償対象外】 下記の事由での事故は補償対象外となります

- ◎ 故意又は重大な過失及び自殺、犯罪、麻薬等薬物の使用、無免許や飲酒運転などが原因による事故
- ◎ 自覚症状がないむちうち症や腰痛など
- ◎ 脳疾患、心臓病、呼吸疾患などの内的要因によるものや食中毒、日射病、熱射病、脱水症状などが原因による事故
- ◎ その他、地震等の天災や戦争など一般的事項ではないが、契約保険会社との約款によるもの